

令和3年度国民健康保険事業計画について

I 国民健康保険の状況

1 国保広域化後の状況

(1) 新潟県全体の医療費

新潟県は市町村の保険給付の財源として、普通交付金を交付します。

令和3年1月までの交付実績では、県予算の執行率が74.3%となっています。

県担当課では、5月実績が過去3か年比で最小となったが、その後は過去実績と大きな乖離なく推移し、9月、10月においては、過去3か年比で最大となっており、新型コロナウイルス感染症による影響を引き続き注視するとしています。

◆新潟県及び糸魚川市の普通交付金の執行（交付）状況※11月診療分まで

(単位：千円)

区分	推計額	実績額	執行率
新潟県全体	149,206,687	110,811,287	74.3%
糸魚川市	2,678,058	2,197,139	82.0%

(2) 糸魚川市の医療費

当市の1人当たり医療費は、11月診療分までを比較すると、昨年を上回るペースで推移しています。

(単位：人、円)

区分	R2 (R2.4～11診療まで)			R1 (R1.4～11診療まで)		
	被保険者数	医療費	1人当たり	被保険者数	医療費	1人当たり
	8,138	2,239,470,310	275,187	8,315	2,178,057,940	261,943

1件80万円を超える高額レセプトは、件数、医療費ともに昨年より増加の傾向となっています。

◆高額レセプト（1件80万円超）の状況

(単位：件、円)

区分	R2 (R2.4～11診療まで)			R1 (R1.4～11診療まで)		
	件数	医療費	1件当たり	件数	医療費	1件当たり
入院	323	432,123,590	1,337,844	307	406,297,820	1,323,446
入院外	36	47,178,450	1,310,513	11	14,681,610	1,334,692
合計	359	479,302,040	1,335,103	318	420,979,430	1,323,835

2 令和3年度新潟県及び糸魚川市の保険給付費推計

県では、令和3年度の一般被保険者の保険給付費を前年比1.2%増の150,678,097千円と推計しています。

被保険者数は、前年比1.1%減の440,932人、1人当たり給付費は、前年比2.3%増の341,726円と推計しています。

被保険者数は減少傾向にあるものの、1人当たり医療費の伸びを見込んでおり、保険給付費総額は若干増加しています。

県が推計した当市の保険給付費は、前年比5.3%減の2,530,095千円、1人当たり給付費は、前年比2.2%減の320,063円となっています。

◆令和3年度一般被保険者保険給付費の推計

医療費の推計	被保険者数（人）		保険給付費（千円）		1人当たり給付費（円）	
	R3	R2	R3	R2	R3	R2
新潟県	440,932	445,738	150,678,097	148,823,933	341,726	333,882
糸魚川市	7,905	8,163	2,530,095	2,671,838	320,063	327,311

3 国民健康保険事業費納付金の算定

県では、保険給付費等の推計結果から、国民健康保険事業費納付金について算定し、市町村に内示しています。

1人当たり納付金については、令和3年度は減少しています。

◆事業費納付金の算定結果（一般被保険者分内示額）

（単位：円）

区分	R3	R2	増減
医療分	587,534,383	621,458,685	△ 33,924,302
1人当たり納付金	74,324	76,131	△ 1,807
後期分	219,303,067	230,969,877	△ 11,666,810
1人当たり納付金	27,742	28,295	△ 552
介護分	61,781,161	73,781,107	△ 11,999,946
1人当たり納付金	32,431	34,542	△ 2,111

（被保険者数推計）

（単位：人）

医療・後期分	7,905	8,163
介護分	1,905	2,136

4 令和3年度の保険税率

保険税率は、令和2年度に改定しており、改定方針により令和3年度は、保険税率を据置きで予算編成を行っています。

5 税制面の改正

(1) 国保税の賦課（課税）限度額

国は、令和3年度の限度額を据置きとする予定です。

賦課限度額	H27	H28～H29	H30	R1	R2～R3
医療分	52万円	54万円	58万円	61万円	63万円
後期支援分	17万円	19万円	19万円	19万円	19万円
介護分	16万円	16万円	16万円	16万円	17万円
合計	85万円	89万円	93万円	96万円	99万円

(2) 低所得者の保険税への財政支援

令和3年1月1日施行の税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除の見直しが行われたことに伴い、国民健康保険税の軽減判定基準の算定方法が改正されました。

なお、改正後の算定方法において、前年度の所得と同様の場合は、判定結果の変更はありません。

ア 2割軽減基準額の算定方法

(現 行) $33 \text{万円} + 52 \text{万円} \times \text{被保険者数}$

(改正後) $43 \text{万円} + 52 \text{万円} \times \text{被保険者数} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

イ 5割軽減基準額の算定方法

(現 行) $33 \text{万円} + 28.5 \text{万円} \times \text{被保険者数}$

(改正後) $43 \text{万円} + 28.5 \text{万円} \times \text{被保険者数} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

ウ 7割軽減基準額の算定方法

(現 行) 33万円

(改正後) $43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

(3) 被扶養者軽減特例

75歳到達に伴い被用者保険加入者が後期高齢者医療に移行することで、その加入者の被扶養者だった65歳以上の方（旧被扶養者）が新たに国保の被保険者となり、保険税を納めることになった場合、2年間（24か月）は次の減額措置を行います。

ア 所得割の課税を免除

イ 7割又は5割の軽減に該当しない場合

- ・旧被扶養者に係る均等割を半額とする。
- ・旧被扶養者のみで構成される世帯の平等割を半額とする。

II 令和3年度糸魚川市国民健康保険事業計画（案）

1 保健事業の推進

(1) 特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上にむけて取り組むとともに、生活習慣病予防と早期介入により重症化予防に努めます。

■特定健診等実施計画による令和3年度目標値（第3期計画の4年目）

- ・特定健康診査受診率 **58%** (H29：50.1%、H30：53.1%、R1：52.0%)
- ・特定保健指導実施率 **R1実績以上** (H29：32.5%、H30：47.3%、R1：49.1%)

ア 国民健康保険加入者は、健診料金（がん検診含む）は無料

イ 「保健カレンダー」の全戸配布及び広報による周知

ウ 国保加入時に健診受診の案内を配布し、受診勧奨を実施

エ 受けやすい健診体制の整備（土日の健診、多様な受診方法）

オ 重症化予防の体制強化

- ・保健指導対象者基準を作成し、それに基づいた対応の実施
- ・病態教室や個別健康相談の充実
- ・医療機関連携

カ 個別受診勧奨による未受診者対策と継続受診対策

キ 診療情報提供依頼

(2) 各種健診の助成

がん検診、人間ドック受診者への助成を継続して実施し、疾病の早期発見、早期治療を促進します。

(3) 各種補助事業

国民健康保険保健事業（保険者努力支援制度、県補助金）による円滑な運営

(4) 保健事業と介護予防事業の一体的な実施

高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、高齢者に対して保健事業と介護予防事業を一体的に実施することが定められました。

令和3年度から虚弱（フレイル）高齢者対策事業として、保健部門と介護・高齢部門で連携した取組を行います。

国保部門では、KDBを活用したデータ分析により取組に参加します。

2 資格・給付の適正化

- (1) 加入及び脱退届出時に他保険への加入の可否について確認を行うなど、国保資格の適用適正化に努めます。
- (2) 社会保険喪失後の国保未加入者へ届出勧奨を実施し、資格適用適正化の強化に取り組みます。
- (3) 診療情報明細書から多受診・重複受診の被保険者を抽出し、訪問指導などにより医療費の適正化を図ります。
- (4) 国保連合会共同事業として柔道整復療養費支給適正化事業に参加し、疑義のある施術について患者調査を行い、支給の適正化を図ります。
- (5) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用率 80%を定着させるため、差額通知の発送や訪問指導を行う保健師等と情報共有を図ります。
差額通知については、令和3年度は発送対象者の条件を精査して発送します。
- (6) 医療費の実態について、市ホームページへの掲載など、医療費に対する意識の高揚と啓発に努めます。

3 保険税収納率向上の推進

- (1) 滞納防止への早期対応、滞納処分の強化と収納業務の向上に努めます。
- (2) 短期証交付時における納税相談を実施します。
- (3) 口座振替を推進します。
- (4) 県と市が協力して平成21年度に発足した「新潟県地方税徴収機構」に参加し、収納率の向上を目指します。

《参考》

収納率の状況

令和2年度	目標	現年度分	98.0%	令和元年度	実績	98.0%
		滞納分	25.0%			21.8%
		合計（現年+滞納）	93.0%			92.3%

令和2年12月現在の収納率

現年度分	67.4%	前年12月	67.5%	差引	△0.1%
滞納繰越分	22.3%		18.6%		3.7%
合計（現年+滞繰）	63.3%		63.9%		△0.6%